

平成23年（行ウ）第34号 政務調査費返還請求事件

原告 千葉県市民オンブズマン連絡会議

被告 千葉県知事 鈴木栄治

被告第1準備書面

平成23年12月16日

千葉地方裁判所民事第3部合議4係 御中

被告訴訟代理人 弁護士 松 島 洋



同 弁護士 松 村 真理子



被告指定代理人 吉 田 俊 哉



同 志 村 雅 彦



同 清 水 徹



同 渡 部 隆 一



同 大 瀧 章 裕



同 藤 崎 啓 司



第1 訴状「第2部 違法支出各論編」に対する認否について

- 1 「第1 相手方石橋清孝議員、同伊藤勲議員、同佐藤正巳議員、同佐野彰議員、同皆川輝夫議員、同吉本充議員、同山口登議員及び同小島武久議員の違法支出(「日露友好議員連盟サンクトペテルブルグ海外視察」)」について

- (1) 冒頭3行について争う。
- (2) 「1 視察の概要」については、「佐藤正巳」は「佐藤正己」と理解したうえで、概要として認める。
- (3) 「2 違法な事実」については、第1段落について、2行目「二日半であり」までは認め、その余は争う。

第2段落は、認める。

第3段落は、正確な記述ではなく否認する。

15日の午後は、視察を行った。

つまり、15日の午後は、午後1時から3時20分までは、翌日の日本領事館及びサンクトペテルブルグ市議との意見交換に先立ち現地の視察を行ったものであり、午後3時30分から4時30分までは、エルミタージュ美術館にて、視察及び意見交換を行ったものである。

エカテリーナ宮殿の見学は、視察を終えたのち、午後4時50分から行ったものにすぎない。

第4段落は、第1文は不知。第2文及び第3文は争う。

第5段落は否認し、12頁2行目「従って」以下は争う。

- (4) 「3 請求額」については、争う。

- 2 「第2 相手方田中信行、相手方岩井覚、相手方天野行雄、相手方布施健太郎、相手方磯部裕和議員の違法支出(「フィンランド、ドイツ視察研修旅行」)」について

- (1) 「1 視察の概要」については、概要として認める。
- (2) 「2 違法な事実」については、1行目は認め、その余は否認

ないし争う。

すなわち、視察に参加した各議員より、資料の提示とともに以下の説明があったものであり、いずれも視察である。

ア 視察の4（3月23日）ベルリン市内については、翌日の環境省国際協力局との協議課題であるエネルギー節約に関わる東西ベルリン地区の新旧建築物を、事前に現地視察した。さらに、それに関連して、近代建築物の最高峰とされるソニーセンターを現地視察した。

イ 視察の11（3月26日）ケルン市については、3月24日に実施した環境省国際協力局との協議課題であるエネルギー節減に関わるエコ住宅を、実地に視察した。

ウ 視察の12（3月27日）ハイデルベルクについては、視察7及び視察8でも視察した環境首都の一つであり、特に緑化政策の観点から現地視察を行った。

エ 視察の13（3月27日）バーデンバーデンについては、視察期間中に森田知事が成田カジノ構想を打ち出したという情報が入ったので、本来休養予定日であったが急きょヨーロッパにおける保養所型カジノとしての施設を現地視察した。

(3)「3 ビジネスクラスの使用」については、本件の視察において、参加者5名のうち3名がビジネスクラスを利用して、その費用を政務調査費から支出したことは認める。

しかし、原告がビジネスクラスの支出を違法支出であるとする論拠は、原告独自の見解にすぎず争う。

すなわち、「政務調査費の手引き」（以下、「手引き」という。）（乙3の9頁）において、旅費である交通費（航空賃を含む）については、「特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例」（昭和31年千葉県条例第27号。以下、「旅費条例」という。）により定められた金額を基準とするものとされており、旅費条例によれば、議員については、ビジネスクラスの料金を

支出することが可能だからである。

(4)「4 請求額」については、争う。

3 「第3 相手方石橋清孝議員の違法支出（「仁川空港視察」）」について

(1)「1 視察の概要」については、概要として認める。

(2)「2 違法な事実」及び「3 請求額」については争う。

原告は、現地に視察する必要性がないと考えているようだが、まず、そもそも政務調査費制度の趣旨からすれば、調査の必要性については議員の裁量に委ねられる部分が多いといえるし、また、インターネットの情報で調べられるからという点は、調査の必要性を否定する根拠となりえない。

4 「第4 相手方川名寛章議員の違法支出（「諏訪市移動式会議」）」について

(1)冒頭の2行については、争う。

(2)「1 視察の概要」については、概要として認める。

(3)「2 違法な事実」については、第1段落については認める。

第2段落のうち、監査委員の発言の引用部分は認め、その余は争う。第3段落は争う。

すなわち、本件視察は、観光旅行の形態は採っているものの、観光地を訪問すること自体に意味があるのではなく、その行程を有効活用して、県民の意見及び要望を吸収するための意見交換会議といえる。

(4)「3 請求額」については、争う。

5 「第5 相手方 阿部紘一議員の違法支出（「知事との懇談」）」について

(1)「1 概要」は、概要として認める。

(2)「2 違法な事実」については、「千葉県政務調査費の交付等

に関する規程」(平成13年千葉県議会告示第2号。以下、「規程」という。)(乙2)の別表「政務調査費使途基準」の「会議費」についての、原告独自の主張であり、争う。

(3)「3 請求額」については、争う。

なお、会議に要した経費24,260円は誤記と思われる。

6 「第6 相手方鈴木衛議員の違法支出(「事務所の家賃」)」について

(1)冒頭の2行については、争う。

(2)「1 「家賃」の概要」については、認める。

(3)「2 違法な事実」については、第1及び第2段落については認める。

第3段落については、争う。

鈴木議員から資料の提示を受けて説明を受けたところによれば、貸主株式会社東興業との賃貸借契約書において、賃料は毎月末日までに翌月分を持参して支払うこと、仲介の不動産業者は、有限会社三信総業であることが確認された。さらには、領収書に領収印を押印している三名は、いずれも有限会社三信総業の従業員であることが確認された。

つまり、賃貸借契約に基づき、実際に事務所を相当の対価で借り受け、賃料を支払っていたものである。

第4段落のうち「鈴木議員の選挙区事務所は、」から「秋葉ビル3Fにあり、」までは認め、その余は不知。

第5段落は不知。

第6段落のうち、監査結果の引用部分は認め、その余は争う。

(4)「3 請求額」については、争う。

7 「第7 相手方川名寛章議員の違法支出(「リース代、その他」)」について

(1)冒頭の3行については、争う。

(2)「1 「車リース料」の概要」については、概要として認める。

(3)「2 違法な事実」及び「3 請求額」については、車両をリースする費用、ガソリン代及びETC使用料に政務調査費を充当すること自体が違法であるという趣旨なのか、それ自体は認めながら、按分率が60パーセントという高率である点が違法とする趣旨なのか、訴状の記載からは不明である。仮に、後者の主張であるとするならば、適正な充当率の場合との差額が違法な支出となるはずである。

また、政務調査費に充当していない部分を含む2,380,472円全額を違法と主張すると同時に、充当額1,420,090円を違法と主張する点の整合性も趣旨不明である。

よって、違法とする理由及び金額について、釈明を求める。

8 「第8 相手方木名瀬捷司議員の違法支出（「車リース料」）」について

(1)冒頭の2行については争う。

(2)「1 「車リース料」の概要」については、概要として認める。

(3)「2 違法な事実」及び「3 請求額」については、車両をリースする費用に政務調査費を充当すること自体が違法であるという趣旨なのか、それ自体は認めながら、価格の高い高級車をリースしている点が違法とする趣旨なのか、訴状の記載からは不明である。仮に、後者の主張であるとするならば、適正な車両をリースした場合との差額が違法な支出となるはずである。

よって、違法とする理由及び金額について、釈明を求める。

9 「第9 相手方瀧田敏幸議員の違法支出（「トナー代」）」について

(1)冒頭の2行については、争う。

(2)「1 当該事務所の概要」については、否認ないしは争う。

すなわち、瀧田議員の後援会事務所は、自宅と同じ印西市大森

4371にあり、後援会にかかる事務はここで行っており、印西市木下1521にある事務所と区別されている。

原告が、甲10-2でホームページの画面コピーを提出しているが、これは、印西市木下の事務所の1階部分の空き店舗を選挙期間中のみ借り受けて、後援会及び選挙事務所としたものにすぎない。

(3)「2 違法な事実」については、第4段落9行目から13行目の「手引き」を引用している部分及び14行目から17行目の監査結果を引用している部分は認め、その余は争う。

瀧田議員の説明によれば、本件トナーは、県政に関する調査研究資料をA3サイズで1200枚及びA4サイズで1200枚印刷した際に1回で使い切ったものであり、特に100パーセントの按分率を用いたものである。

(4)「3 請求額」については、争う。

10 「第10 相手方杉田守康議員の違法な支出（「人件費」）」について

(1)「1 人件費の概要」については、概要として認める。

(2)「2 違法な事実」については、冒頭の2行については、争う。

①の第1段落については、認める。

同第2段落のうち「本件は支出先が杉田建材株式会社なる法人であり、人との雇用関係に基づく支出でない」までは認め、その余は争う。

同第3段落以下のうち、1行目「監査結果」から6行目「意見が示されているが、」までは認め、その余は争う。

②の第1段落は不知。

同第2段落は争う。

同第3段落は概ね認める。

(3)「3 請求額」は、争う。

第2 訴状「第3部 結論」の認否について

1 「第1 怠る事実」について

争う。

2 「第2 附帯請求の起算日」について

附帯請求の起算日については、原告の主張する平成22年5月1日は妥当でない。

平成22年4月30日までに提出された平成21年度分の政務調査費の収支報告書にかかる補助金の額の確定は、平成22年5月21日に行われ、返還分については平成22年5月31日を期限とする納入通知書を発行して納付せしめたものである。

そうである以上、本訴で仮に返還となる金額があるとしても、遅滞となる期日は、平成22年6月1日からとすべきである。

3 「第3 請求」について

争う。

以 上